

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年4月25日
【計算期間】 第8期（自平成28年1月27日 至平成29年1月26日）
【ファンド名】 eMAXIS 国内債券インデックス
【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】 伊藤 晃
【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】 03-6250-4740
【縦覧に供する場所】 該当ありません

【提出書類】 募集事項等記載書面
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年4月25日
【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 eMAXIS 国内債券インデックス
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】 該当ありません

（注）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

e M A X I S 国内債券インデックス（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：e国内債）

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

e M A X I S 専用サイト <http://emaxis.muam.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

平成29年4月26日から平成30年4月25日までです。

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社によっては、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認ください。
三菱UFJ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間: 毎営業日の9:00~17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、NOMURA - B P I総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)	ファンド	()		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		(NOMURA	ショート型/ 絶対収益
公債	(毎月)	オセアニア			- B P I総合)	追求型
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				その他
クレジット	()	中近東				()
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一般)						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

わが国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

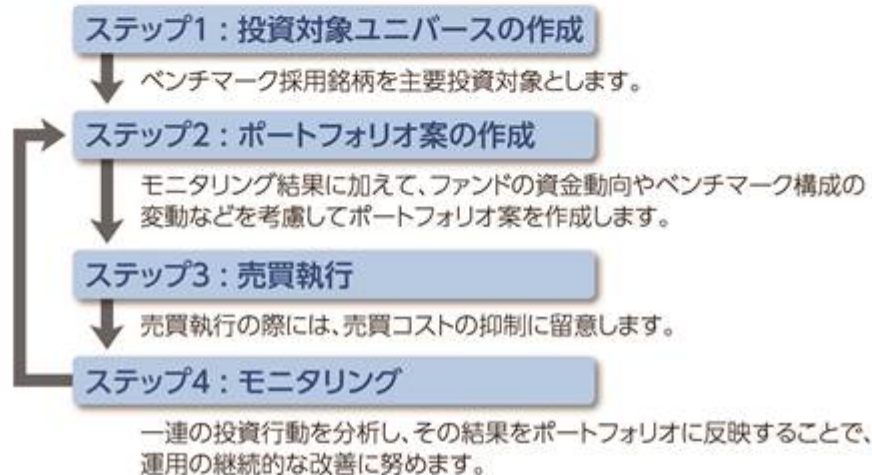
ファンドの特色

特色1

NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。

<運用プロセスのイメージ>



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色2

「日本債券インデックスマザーファンド」を通じて、わが国の公社債に実質的な投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

■ ファンドの仕組み

運用は主に日本債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限


デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
--------	-------------------------

■分配方針

- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

 NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

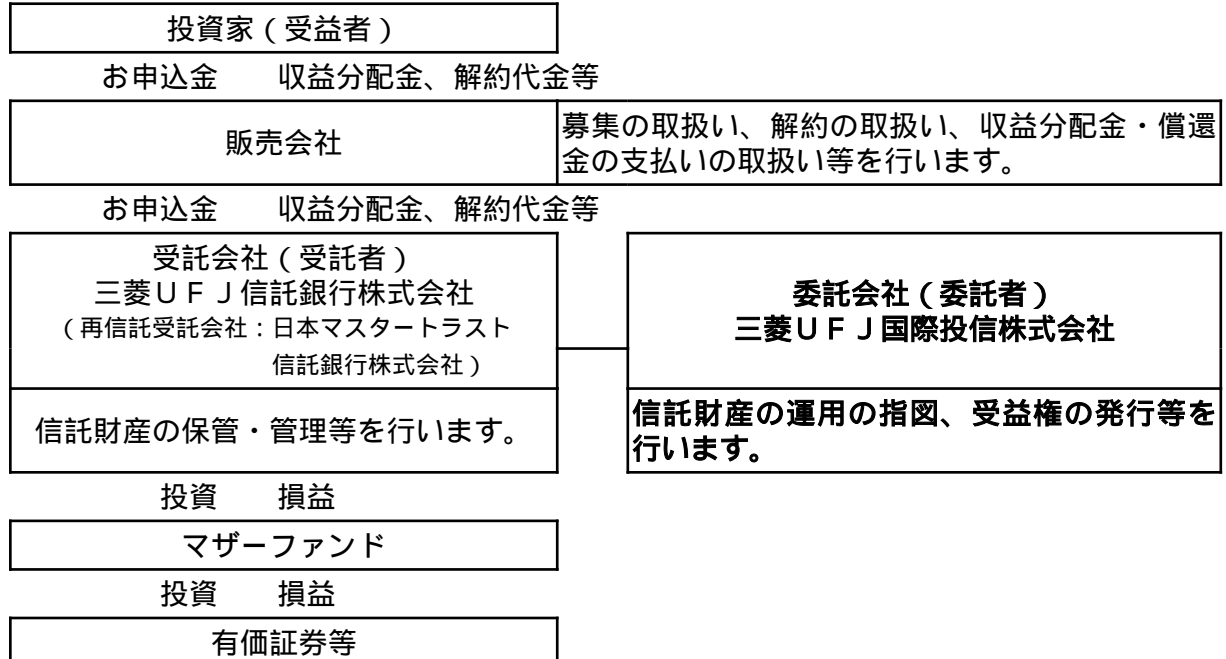
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年10月28日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成29年2月末現在）

・沿革

- 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成29年2月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に実質的な投資を行い、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

<日本債券インデックスマザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、NOMURA - B P I総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

NOMURA - B P I総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

投資態度

投資成果をNOMURA - B P I総合の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・ 公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・ 銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

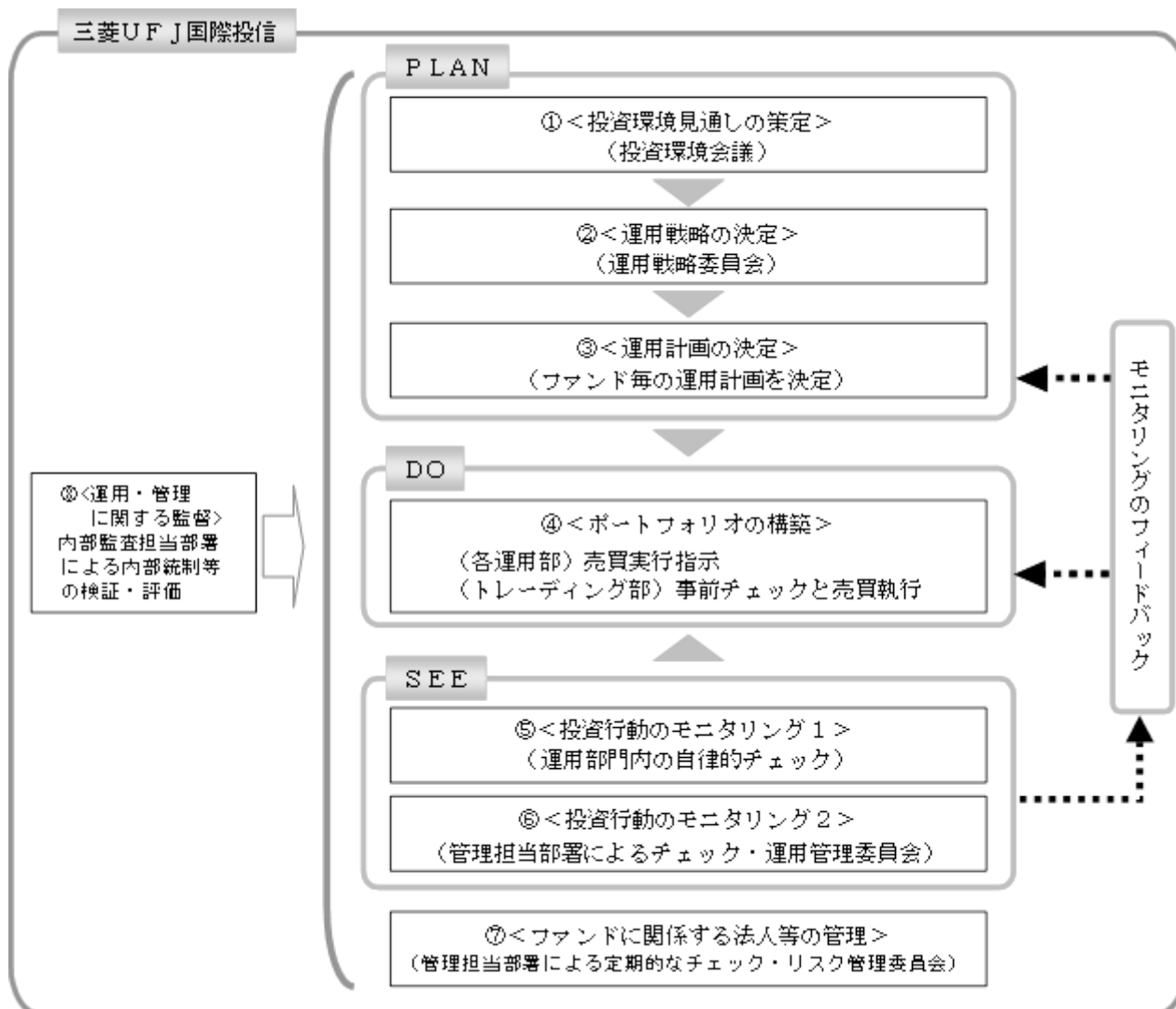
同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】

**投資環境見通しの策定**

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。以下a.およびb.において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（ 5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支

払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 当ファンドは、NOMURA - B P I総合の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

価格変動リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、価格変動リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、価格変動リスクと同様の管理体制をとっています。

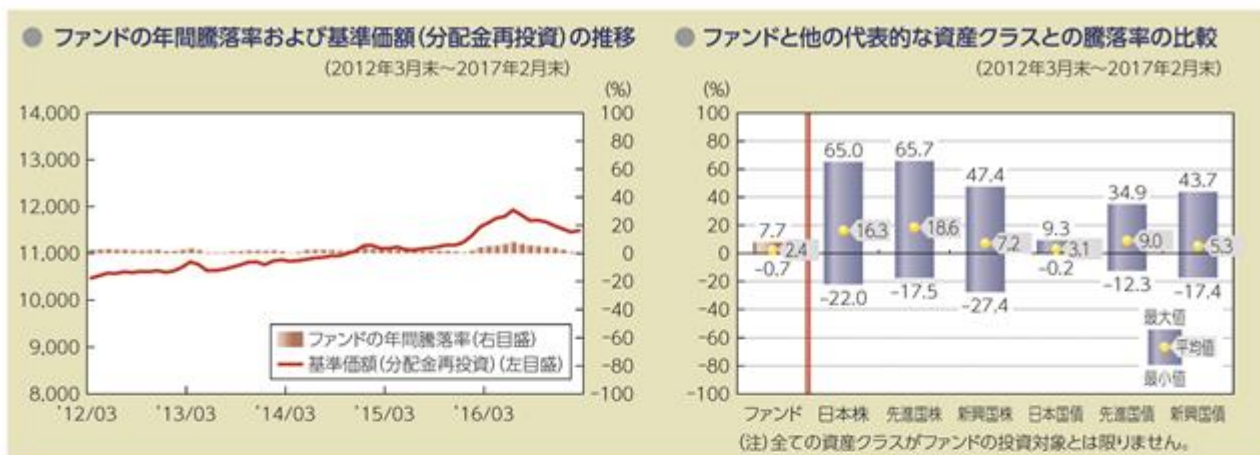
信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

信託財産の純資産総額 × 年0.432%（税抜 年0.4%）以内

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬率（税抜）の合計ならびに配分（委託会社および販売会社、受託会社）は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率（年率）		
	合計	委託会社および 販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.4%	0.35%	0.05%
500億円以上1,000億円未満の部分	0.38%	0.34%	0.04%
1,000億円以上の部分	0.36%	0.33%	0.03%

委託会社および販売会社への配分（税抜）は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から 販売会社および 受託会社の配分率 を差し引いた率	0.175%
50億円以上100億円未満の部分		0.185%
100億円以上の部分		0.195%

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

(*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用 （カストディフィー）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算は

できません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

- (*) 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成29年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成29年2月28日現在
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	23,005,533,634	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,162,608	0.01
純資産総額		23,006,696,242	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成29年2月28日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	日本債券インデックスマザー ファンド	親投資信託 受益証券		17,452,233,071	1.3135 1.3182	22,923,651,442 23,005,533,634		99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成29年2月28日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成22年1月26日)	145,216,161 (分配付) 145,216,161 (分配落)	10,093 (分配付) 10,093 (分配落)
第2計算期間末日 (平成23年1月26日)	875,858,818 (分配付) 875,858,818 (分配落)	10,237 (分配付) 10,237 (分配落)
第3計算期間末日 (平成24年1月26日)	1,335,815,590 (分配付) 1,335,815,590 (分配落)	10,449 (分配付) 10,449 (分配落)
第4計算期間末日 (平成25年1月28日)	2,131,482,986 (分配付) 2,131,482,986 (分配落)	10,621 (分配付) 10,621 (分配落)
第5計算期間末日 (平成26年1月27日)	3,893,000,266 (分配付) 3,893,000,266 (分配落)	10,834 (分配付) 10,834 (分配落)
第6計算期間末日 (平成27年1月26日)	15,109,971,966 (分配付) 15,109,971,966 (分配落)	11,181 (分配付) 11,181 (分配落)
第7計算期間末日 (平成28年1月26日)	21,850,838,603 (分配付) 21,850,838,603 (分配落)	11,287 (分配付) 11,287 (分配落)
第8計算期間末日 (平成29年1月26日)	23,193,201,221 (分配付) 23,193,201,221 (分配落)	11,452 (分配付) 11,452 (分配落)
平成28年2月末日	20,528,564,328	11,564
3月末日	22,108,189,588	11,653
4月末日	22,797,572,142	11,751

5月末日	23,623,104,720	11,788
6月末日	23,388,679,221	11,927
7月末日	23,630,637,591	11,821
8月末日	23,616,835,787	11,704
9月末日	23,870,312,972	11,707
10月末日	23,702,976,370	11,670
11月末日	23,216,842,670	11,591
12月末日	23,466,278,594	11,523
平成29年 1月末日	23,204,158,287	11,455
2月末日	23,006,696,242	11,486

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.93
第2計算期間	1.42
第3計算期間	2.07
第4計算期間	1.64
第5計算期間	2.00
第6計算期間	3.20
第7計算期間	0.94
第8計算期間	1.46

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	185,417,737	41,539,959	143,877,778
第2計算期間	1,369,924,252	658,211,663	855,590,367
第3計算期間	2,496,998,461	2,074,218,511	1,278,370,317
第4計算期間	8,589,098,108	7,860,540,057	2,006,928,368
第5計算期間	5,012,312,657	3,425,930,267	3,593,310,758
第6計算期間	12,104,687,076	2,183,595,950	13,514,401,884
第7計算期間	16,940,666,822	11,095,883,235	19,359,185,471
第8計算期間	8,947,568,812	8,053,742,212	20,253,012,071

< 参考 >

「日本債券インデックスマザーファンド」

(1) 投資状況

平成29年2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	384,789,470,100	82.47
地方債証券	日本	26,108,842,943	5.60
特殊債券	日本	32,776,779,149	7.02
社債券	日本	20,899,852,200	4.48
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		2,006,938,258	0.43
純資産総額		466,581,882,650	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成29年2月28日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	第329回利付国債(10年)	国債証券		5,610,000	106.55 105.6730	5,977,657,000 5,928,255,300	0.800000 2023/06/20	1.27
日本	第122回利付国債(5年)	国債証券		5,670,000	101.02 100.8450	5,728,090,500 5,717,911,500	0.100000 2019/12/20	1.23
日本	第130回利付国債(5年)	国債証券		5,200,000	101.08 101.1840	5,256,216,000 5,261,568,000	0.100000 2021/12/20	1.13
日本	第124回利付国債(5年)	国債証券		4,930,000	101.33 100.9290	4,995,814,000 4,975,799,700	0.100000 2020/06/20	1.07
日本	第333回利付国債(10年)	国債証券		4,630,000	105.26 104.7090	4,873,813,000 4,848,026,700	0.600000 2024/03/20	1.04
日本	第345回利付国債(10年)	国債証券		4,800,000	100.37 100.4870	4,818,028,000 4,823,376,000	0.100000 2026/12/20	1.03
日本	第128回利付国債(5年)	国債証券		4,700,000	101.40 101.1040	4,766,234,000 4,751,888,000	0.100000 2021/06/20	1.02
日本	第127回利付国債(5年)	国債証券		4,610,000	100.91 101.0590	4,652,383,000 4,658,819,900	0.100000 2021/03/20	1.00
日本	第312回利付国債(10年)	国債証券		4,030,000	106.64 105.2030	4,297,753,200 4,239,680,900	1.200000 2020/12/20	0.91
日本	第344回利付国債(10年)	国債証券		4,210,000	100.96 100.5230	4,250,605,000 4,232,018,300	0.100000 2026/09/20	0.91
日本	第339回利付国債(10年)	国債証券		4,090,000	104.16 103.3630	4,260,422,800 4,227,546,700	0.400000 2025/06/20	0.91
日本	第338回利付国債(10年)	国債証券		4,080,000	104.83 103.3440	4,277,172,800 4,216,435,200	0.400000 2025/03/20	0.90
日本	第125回利付国債(5年)	国債証券		4,160,000	100.84 100.9650	4,195,205,000 4,200,144,000	0.100000 2020/09/20	0.90
日本	第340回利付国債(10年)	国債証券		4,020,000	104.53 103.3770	4,202,481,900 4,155,755,400	0.400000 2025/09/20	0.89
日本	第334回利付国債(10年)	国債証券		3,950,000	106.58 104.7240	4,209,910,000 4,136,598,000	0.600000 2024/06/20	0.89
日本	第342回利付国債(10年)	国債証券		4,030,000	101.99 100.6770	4,110,216,800 4,057,283,100	0.100000 2026/03/20	0.87
日本	第325回利付国債(10年)	国債証券		3,835,000	106.50 105.0840	4,084,471,000 4,029,971,400	0.800000 2022/09/20	0.86
日本	第343回利付国債(10年)	国債証券		3,710,000	102.16 100.6020	3,790,136,000 3,732,334,200	0.100000 2026/06/20	0.80
日本	第115回利付国債(5年)	国債証券		3,670,000	101.08 100.7560	3,709,856,200 3,697,745,200	0.200000 2018/09/20	0.79
日本	第117回利付国債(5年)	国債証券		3,570,000	101.22 100.9260	3,613,847,500 3,603,058,200	0.200000 2019/03/20	0.77
日本	第335回利付国債(10年)	国債証券		3,450,000	105.78 104.0510	3,649,410,000 3,589,759,500	0.500000 2024/09/20	0.77
日本	第332回利付国債(10年)	国債証券		3,410,000	106.18 104.6150	3,620,973,600 3,567,371,500	0.600000 2023/12/20	0.76
日本	第313回利付国債(10年)	国債証券		2,969,000	107.49 105.9280	3,191,496,860 3,145,002,320	1.300000 2021/03/20	0.67
日本	第330回利付国債(10年)	国債証券		2,930,000	107.27 105.8320	3,143,162,200 3,100,877,600	0.800000 2023/09/20	0.66
日本	第328回利付国債(10年)	国債証券		2,900,000	104.11 104.2600	3,019,312,500 3,023,540,000	0.600000 2023/03/20	0.65

日本	第310回利付国債(10年)	国債証券	2,886,000	105.40 104.1820	3,041,872,860 3,006,692,520	1.000000 2020/09/20	0.64
日本	第126回利付国債(5年)	国債証券	2,960,000	101.55 101.0140	3,005,880,000 2,990,014,400	0.100000 2020/12/20	0.64
日本	第299回利付国債(10年)	国債証券	2,760,000	104.40 103.1920	2,881,688,400 2,848,099,200	1.300000 2019/03/20	0.61
日本	第341回利付国債(10年)	国債証券	2,770,000	103.44 102.5050	2,865,401,000 2,839,388,500	0.300000 2025/12/20	0.61
日本	第129回利付国債(5年)	国債証券	2,800,000	100.94 101.1460	2,826,488,000 2,832,088,000	0.100000 2021/09/20	0.61

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成29年2月28日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	82.47
地方債証券	5.60
特殊債券	7.02
社債券	4.48
合計	99.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

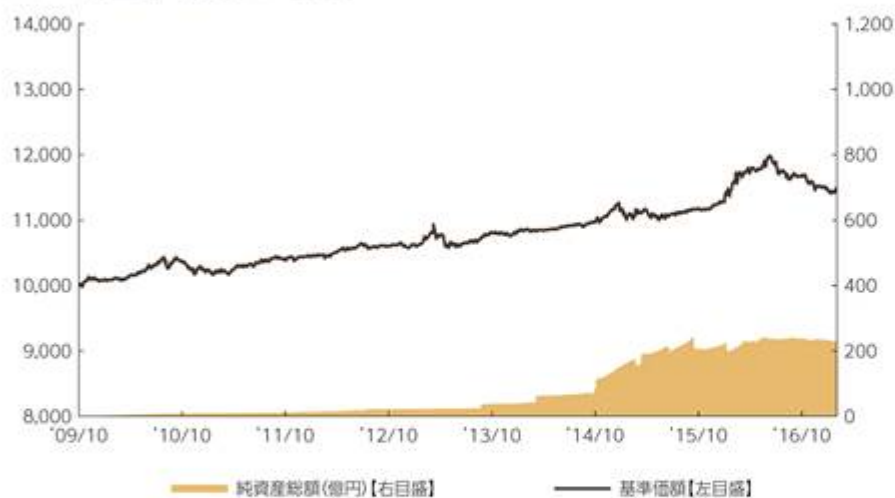
[参考情報]



運用実績

2017年2月28日現在

■基準価額・純資産の推移 2009年10月28日(設定日)～2017年2月28日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,486
純資産総額	230.0億円

■分配の推移

2017年1月	0円
2016年1月	0円
2015年1月	0円
2014年1月	0円
2013年1月	0円
2012年1月	0円
設定来累計	0円

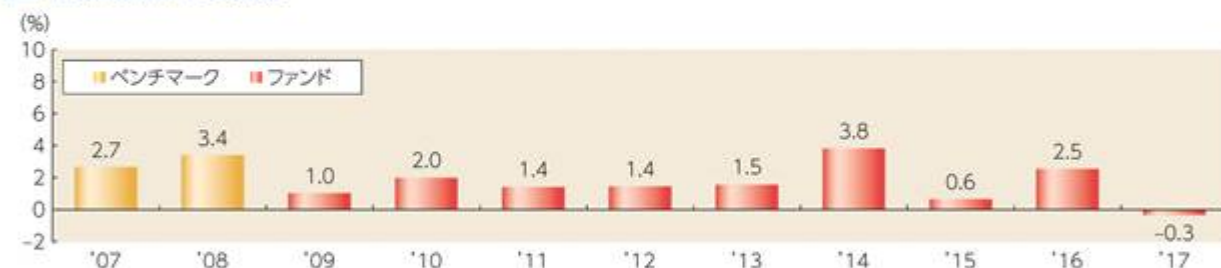
•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	比率
国債	82.5%	1 第329回利付国債(10年)	国債	1.3%
地方債	5.6%	2 第122回利付国債(5年)	国債	1.2%
特殊債	7.0%	3 第130回利付国債(5年)	国債	1.1%
社債	4.5%	4 第124回利付国債(5年)	国債	1.1%
		5 第333回利付国債(10年)	国債	1.0%
		6 第345回利付国債(10年)	国債	1.0%
		7 第128回利付国債(5年)	国債	1.0%
		8 第127回利付国債(5年)	国債	1.0%
コールローン他 (負債控除後)	0.4%	9 第312回利付国債(10年)	国債	0.9%
合計	100.0%	10 第344回利付国債(10年)	国債	0.9%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2009年は設定日から年末までの、2017年は年初から2月28日までの収益率を表示
- 2008年以前はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位 確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位
申込価額	申込受付日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ eMAXIS専用サイト http://emaxis.muam.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱い は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合、および確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位 確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、1口単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ eMAXIS専用サイト http://emaxis.muam.jp/

支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認ください。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ eMAXIS専用サイト http://emaxis.muam.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	平成21年10月28日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年1月27日から翌年1月26日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成28年1月27日から平成29年1月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【eMAXIS 国内債券インデックス】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 [平成28年1月26日現在]	第8期 [平成29年1月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	97,104,330	68,626,303
親投資信託受益証券	21,848,687,091	23,190,871,241
未収入金	-	30,134,161
未収利息	158	-
流動資産合計	21,945,791,579	23,289,631,705
資産合計	21,945,791,579	23,289,631,705
負債の部		
流動負債		
未払解約金	48,123,059	44,907,516
未払受託者報酬	5,815,953	6,398,780
未払委託者報酬	40,711,596	44,791,410
未払利息	-	97
その他未払費用	302,368	332,681
流動負債合計	94,952,976	96,430,484
負債合計	94,952,976	96,430,484
純資産の部		
元本等		
元本	19,359,185,471	20,253,012,071
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,491,653,132	2,940,189,150
(分配準備積立金)	439,512,821	416,664,225
元本等合計	21,850,838,603	23,193,201,221
純資産合計	21,850,838,603	23,193,201,221
負債純資産合計	21,945,791,579	23,289,631,705

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期	第8期
	自平成27年1月27日 至平成28年1月26日	自平成28年1月27日 至平成29年1月26日
営業収益		
受取利息	34,447	2,409
有価証券売買等損益	347,589,232	357,379,361
営業収益合計	347,623,679	357,381,770
営業費用		
支払利息	-	22,940
受託者報酬	10,731,756	12,418,350
委託者報酬	75,122,204	86,928,333
その他費用	557,930	645,679
営業費用合計	86,411,890	100,015,302
営業利益又は営業損失()	261,211,789	257,366,468
経常利益又は経常損失()	261,211,789	257,366,468
当期純利益又は当期純損失()	261,211,789	257,366,468
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,309,853	209,857,966
期首剰余金又は期首欠損金()	1,595,570,082	2,491,653,132
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,899,791,641	1,491,618,776
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,899,791,641	1,491,618,776
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,273,230,233	1,090,591,260
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,273,230,233	1,090,591,260
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	2,491,653,132	2,940,189,150

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第7期 [平成28年1月26日現在]	第8期 [平成29年1月26日現在]
1 期首元本額	13,514,401,884円	19,359,185,471円
期中追加設定元本額	16,940,666,822円	8,947,568,812円
期中一部解約元本額	11,095,883,235円	8,053,742,212円
2 受益権の総数	19,359,185,471口	20,253,012,071口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1287円 (11,287円)	1.1452円 (11,452円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期(自平成27年1月27日 至平成28年1月26日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	164,824,104円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	104,697,538円
収益調整金額	C	2,052,140,311円
分配準備積立金額	D	169,991,179円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,491,653,132円
当ファンドの期末残存口数	F	19,359,185,471口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,287円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第8期(自平成28年1月27日 至平成29年1月26日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	126,585,040円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	2,523,524,925円
分配準備積立金額	D	290,079,185円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,940,189,150円
当ファンドの期末残存口数	F	20,253,012,071口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,451円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 (自平成27年1月27日 至平成28年1月26日)	第8期 (自平成28年1月27日 至平成29年1月26日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左 同 左 同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同 左
------------------	---	-----

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 7 期 [平成28年1月26日現在]	第 8 期 [平成29年1月26日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 7 期 [平成28年1月26日現在]	第 8 期 [平成29年1月26日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	353,988,951	252,439,261
合計	353,988,951	252,439,261

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	17,653,095,259	23,190,871,241	
	親投資信託受益証券 小計	17,653,095,259	23,190,871,241	
合計		17,653,095,259	23,190,871,241	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「日本債券インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成28年1月26日現在]	[平成29年1月26日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,938,816,406	2,574,028,591
国債証券	372,014,683,890	349,528,665,110
地方債証券	26,619,600,377	25,080,161,940
特殊債券	37,801,580,761	31,125,427,559
社債券	22,623,825,920	20,009,260,240
派生商品評価勘定	238,920	
未収入金	675,823,800	344,344,800
未収利息	1,120,109,753	999,862,160
前払費用	59,105,306	29,304,916
差入委託証拠金	330,000	
流動資産合計	464,854,115,133	429,691,055,316
資産合計	464,854,115,133	429,691,055,316
負債の部		
流動負債		
前受金	190,000	
未払金	861,292,100	517,377,300
未払解約金	1,418,344,763	1,286,797,899
未払利息		3,653
流動負債合計	2,279,826,863	1,804,178,852
負債合計	2,279,826,863	1,804,178,852
純資産の部		
元本等		
元本	1 358,800,295,657	325,711,127,600
剰余金		
剰余金又は欠損金()	103,773,992,613	102,175,748,864
元本等合計	462,574,288,270	427,886,876,464
純資産合計	462,574,288,270	427,886,876,464
負債純資産合計	464,854,115,133	429,691,055,316

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成28年1月26日現在]	[平成29年1月26日現在]
1 期首	平成27年1月27日	平成28年1月27日
期首元本額	256,825,668,260円	358,800,295,657円
期首からの追加設定元本額	216,697,418,864円	179,316,766,966円
期首からの一部解約元本額	114,722,791,467円	212,405,935,023円
元本の内訳*		
ファンド・マネジャー（国内債券）	15,335,504,254円	44,373,568,521円
eMAXIS 国内債券インデックス	16,947,476,801円	17,653,095,259円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	1,412,197,307円	1,797,303,712円
eMAXIS バランス（波乗り型）	842,997,546円	69,214,119円
コアバランス	2,583,687円	2,477,753円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定 拠出年金）	426,630円	10,396,504円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定 拠出年金）	277,429円	2,077,116円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定 拠出年金）	195,459円	3,194,340円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）	23,046,604,587円	16,926,878,352円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）	28,431,139,579円	1,480,371,804円
三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資 型）	319,704,950円	19,113,224円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション（KAKU SHIN）	236,309,571円	467,018,159円
三菱UFJ バランス・イノベーション（債券重視型）	3,753,774,495円	7,017,461,177円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型）	565,769,833円	490,618,980円

三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)	685,429,537円	568,547,830円
eMAXIS 債券バランス(2資産均等型)	206,524,040円	63,022,348円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	11,109,873円	39,694,435円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)		28,909,762円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)		28,269,347円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィル ダー)		43,251,418円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)		8,485,203円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)		682,997円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資 家限定)	32,780,501,228円	10,141,550,976円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資 家限定)	15,722,626,966円	14,786,566,802円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型(適格機関投 資家限定)	2,203,750,872円	1,965,834,712円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投 資家限定)	6,769,072,965円	6,353,199,930円
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投 資家限定)	173,643,406,640円	154,048,851,244円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型(適格機関投 資家限定)	6,875,807,180円	6,158,886,058円
三菱UFJ バランスファンドVA 75型(適格機関投 資家限定)	2,729,014,873円	2,435,145,073円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資 家限定)	2,048,392,993円	1,645,114,181円
三菱UFJ バランスファンドVA 45型(適格機関投 資家限定)	589,408,454円	583,663,735円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投 資家限定)	184,175,952円	161,597,201円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資 家限定)	5,548,278,783円	5,606,570,673円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資 家限定)	4,461,090,882円	4,122,838,094円
三菱UFJ グローバル型バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	37,610,786円	6,181,404円
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	709,962,894円	3,967,618,417円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制 型)(適格機関投資家転売制限付)	473,529円	580,208,197円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適 格機関投資家転売制限付)		609,745,031円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限 定)		20,131,733円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格 機関投資家限定)		8,311,348,934円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	78,635,228円	27,406,688円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長 型)VA	122,538,763円	66,466,513円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	146,134,302円	80,792,269円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	86,006,090円	44,341,227円
三菱UFJ 日本債券インデックスファンドVA	23,620,913円	19,821,328円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限 定)	277,131,856円	241,047,327円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限 定)	714,114,073円	526,973,710円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限 定)	313,351,804円	215,724,689円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限 定)	725,527,693円	511,380,772円
三菱UFJ <DC>日本債券インデックスファンド	2,768,208,782円	3,288,740,953円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定型)	1,616,787,108円	1,771,876,449円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定成長型)	3,212,950,157円	3,430,782,274円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(成長型)	1,676,195,238円	1,835,936,307円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(積極型)	937,493,075円	1,051,132,339円
(合計)	358,800,295,657円	325,711,127,600円
2 受益権の総数	358,800,295,657口	325,711,127,600口

3	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2892円 (12,892円)	1.3137円 (13,137円)
---	---------------------------	----------------------	----------------------

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（自平成27年1月27日 至平成28年1月26日）	（自平成28年1月27日 至平成29年1月26日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成28年1月26日現在]	[平成29年1月26日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 デリバティブ取引は、該当事項はありません。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成28年1月26日現在]	[平成29年1月26日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	6,708,917,460	12,011,439,260
地方債証券	217,587,424	413,547,342
特殊債券	275,601,689	527,400,168
社債券	30,860,740	209,532,260
合計	7,232,967,313	13,161,919,030

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項
債券関連

区 分	種 類	[平成28年1月26日現在]		
		契 約 額 等 (円)	時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
市場取引	債券先物取引 買建			
		うち1年超		
		149,310,000	149,550,000	240,000
	合 計	149,310,000	149,550,000	240,000

[平成29年1月26日現在]

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりませぬ。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありませぬ。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第3 6 1 回利付国債(2年)	600,000,000	602,448,000	
	第3 6 2 回利付国債(2年)	700,000,000	702,947,000	
	第3 6 3 回利付国債(2年)	1,630,000,000	1,637,188,300	
	第3 6 4 回利付国債(2年)	2,000,000,000	2,009,160,000	
	第3 6 5 回利付国債(2年)	400,000,000	401,872,000	
	第3 6 6 回利付国債(2年)	680,000,000	683,270,800	
	第3 6 8 回利付国債(2年)	1,400,000,000	1,407,294,000	
	第3 6 9 回利付国債(2年)	1,000,000,000	1,005,390,000	
	第3 7 0 回利付国債(2年)	1,600,000,000	1,609,056,000	
	第1 0 9 回利付国債(5年)	2,350,000,000	2,360,011,000	
	第1 1 0 回利付国債(5年)	1,080,000,000	1,087,063,200	
	第1 1 1 回利付国債(5年)	1,410,000,000	1,420,828,800	
	第1 1 2 回利付国債(5年)	1,400,000,000	1,412,558,000	
	第1 1 3 回利付国債(5年)	2,440,000,000	2,458,495,200	
	第1 1 4 回利付国債(5年)	2,090,000,000	2,107,681,400	
	第1 1 5 回利付国債(5年)	3,670,000,000	3,694,735,800	
	第1 1 6 回利付国債(5年)	2,080,000,000	2,095,953,600	
	第1 1 7 回利付国債(5年)	3,320,000,000	3,347,356,800	
	第1 1 8 回利付国債(5年)	2,260,000,000	2,280,294,800	
	第1 1 9 回利付国債(5年)	850,000,000	855,593,000	
	第1 2 0 回利付国債(5年)	2,390,000,000	2,413,111,300	
	第1 2 1 回利付国債(5年)	1,580,000,000	1,591,091,600	
	第1 2 2 回利付国債(5年)	3,970,000,000	3,999,338,300	
	第1 2 3 回利付国債(5年)	2,360,000,000	2,378,195,600	
	第1 2 4 回利付国債(5年)	4,230,000,000	4,263,797,700	
	第1 2 5 回利付国債(5年)	3,560,000,000	3,589,263,200	
	第1 2 6 回利付国債(5年)	2,960,000,000	2,985,426,400	
	第1 2 7 回利付国債(5年)	2,950,000,000	2,976,343,500	
	第1 2 8 回利付国債(5年)	4,700,000,000	4,743,475,000	
	第1 2 9 回利付国債(5年)	2,000,000,000	2,018,620,000	
	第1 3 0 回利付国債(5年)	1,800,000,000	1,817,226,000	
	第1 回利付国債(40年)	405,000,000	577,311,300	
	第2 回利付国債(40年)	600,000,000	826,344,000	
	第3 回利付国債(40年)	593,000,000	821,192,330	
	第4 回利付国債(40年)	878,000,000	1,222,325,260	
	第5 回利付国債(40年)	835,000,000	1,115,919,050	
	第6 回利付国債(40年)	770,000,000	1,010,255,400	
	第7 回利付国債(40年)	950,000,000	1,191,366,500	
	第8 回利付国債(40年)	940,000,000	1,090,456,400	
	第9 回利付国債(40年)	870,000,000	724,188,000	
	第2 9 0 回利付国債(10年)	1,640,000,000	1,671,242,000	
	第2 9 1 回利付国債(10年)	940,000,000	956,844,800	
	第2 9 2 回利付国債(10年)	794,000,000	811,841,180	
	第2 9 3 回利付国債(10年)	1,081,000,000	1,111,743,640	
	第2 9 4 回利付国債(10年)	1,570,000,000	1,612,468,500	
	第2 9 5 回利付国債(10年)	1,240,000,000	1,270,094,800	
	第2 9 6 回利付国債(10年)	2,020,000,000	2,076,782,200	
	第2 9 7 回利付国債(10年)	1,636,000,000	1,685,587,160	
	第2 9 8 回利付国債(10年)	2,640,000,000	2,715,028,800	
第2 9 9 回利付国債(10年)	2,760,000,000	2,847,795,600		
第3 0 0 回利付国債(10年)	957,000,000	991,547,700		
第3 0 1 回利付国債(10年)	2,072,000,000	2,154,900,720		
第3 0 2 回利付国債(10年)	2,250,000,000	2,334,622,500		
第3 0 3 回利付国債(10年)	2,325,000,000	2,421,417,750		
第3 0 4 回利付国債(10年)	1,170,000,000	1,215,419,400		
第3 0 5 回利付国債(10年)	308,000,000	320,997,600		
第3 0 6 回利付国債(10年)	2,488,000,000	2,609,016,320		
第3 0 7 回利付国債(10年)	1,610,000,000	1,683,238,900		
第3 0 8 回利付国債(10年)	1,374,000,000	1,440,817,620		
第3 0 9 回利付国債(10年)	2,300,000,000	2,396,209,000		

第310回利付国債(10年)	2,886,000,000	3,004,095,120
第311回利付国債(10年)	1,600,000,000	1,653,776,000
第312回利付国債(10年)	4,030,000,000	4,236,094,200
第313回利付国債(10年)	2,969,000,000	3,142,181,770
第314回利付国債(10年)	1,590,000,000	1,669,547,700
第315回利付国債(10年)	1,853,000,000	1,959,121,310
第316回利付国債(10年)	780,000,000	821,230,800
第317回利付国債(10年)	1,557,000,000	1,643,288,940
第318回利付国債(10年)	1,730,000,000	1,817,832,100
第319回利付国債(10年)	1,519,000,000	1,607,345,040
第320回利付国債(10年)	1,980,000,000	2,085,435,000
第321回利付国債(10年)	2,515,000,000	2,655,010,050
第322回利付国債(10年)	1,170,000,000	1,229,108,400
第323回利付国債(10年)	1,675,000,000	1,763,306,000
第324回利付国債(10年)	2,650,000,000	2,775,398,000
第325回利付国債(10年)	2,935,000,000	3,078,668,250
第326回利付国債(10年)	1,360,000,000	1,420,642,400
第327回利付国債(10年)	2,440,000,000	2,563,220,000
第328回利付国債(10年)	2,150,000,000	2,235,978,500
第329回利付国債(10年)	3,410,000,000	3,594,515,100
第330回利付国債(10年)	2,930,000,000	3,092,761,500
第331回利付国債(10年)	1,360,000,000	1,417,460,000
第332回利付国債(10年)	3,410,000,000	3,555,811,600
第333回利付国債(10年)	2,620,000,000	2,732,136,000
第334回利付国債(10年)	3,950,000,000	4,120,482,000
第335回利付国債(10年)	3,450,000,000	3,574,924,500
第336回利付国債(10年)	1,530,000,000	1,586,579,400
第337回利付国債(10年)	2,190,000,000	2,236,515,600
第338回利付国債(10年)	3,910,000,000	4,025,736,000
第339回利付国債(10年)	4,100,000,000	4,223,328,000
第340回利付国債(10年)	3,280,000,000	3,380,171,200
第341回利付国債(10年)	2,770,000,000	2,831,272,400
第342回利付国債(10年)	3,770,000,000	3,783,685,100
第343回利付国債(10年)	3,710,000,000	3,722,094,600
第344回利付国債(10年)	3,690,000,000	3,698,819,100
第345回利付国債(10年)	1,100,000,000	1,101,617,000
第1回利付国債(30年)	76,000,000	100,419,560
第2回利付国債(30年)	98,000,000	125,275,360
第3回利付国債(30年)	117,000,000	148,449,600
第4回利付国債(30年)	127,000,000	172,140,880
第5回利付国債(30年)	108,000,000	136,513,080
第6回利付国債(30年)	169,000,000	219,309,610
第7回利付国債(30年)	164,000,000	210,905,640
第8回利付国債(30年)	142,000,000	172,459,000
第9回利付国債(30年)	116,000,000	133,727,120
第10回利付国債(30年)	185,000,000	204,626,650
第11回利付国債(30年)	137,000,000	164,261,630
第12回利付国債(30年)	220,000,000	277,910,600
第13回利付国債(30年)	205,000,000	255,872,800
第14回利付国債(30年)	493,000,000	647,471,690
第15回利付国債(30年)	346,000,000	460,743,980
第16回利付国債(30年)	302,000,000	402,837,800
第17回利付国債(30年)	327,000,000	431,133,150
第18回利付国債(30年)	427,000,000	556,176,040
第19回利付国債(30年)	303,000,000	394,833,240
第20回利付国債(30年)	495,000,000	662,656,500
第21回利付国債(30年)	379,000,000	494,174,310
第22回利付国債(30年)	570,000,000	763,748,700
第23回利付国債(30年)	554,000,000	743,246,400
第24回利付国債(30年)	411,000,000	551,578,440
第25回利付国債(30年)	742,000,000	968,695,840
第26回利付国債(30年)	884,000,000	1,171,945,320
第27回利付国債(30年)	860,000,000	1,160,071,200
第28回利付国債(30年)	1,031,000,000	1,395,788,420
第29回利付国債(30年)	1,030,000,000	1,379,788,000
第30回利付国債(30年)	1,246,000,000	1,650,202,400
第31回利付国債(30年)	788,000,000	1,031,066,480
第32回利付国債(30年)	1,319,000,000	1,758,424,850
第33回利付国債(30年)	1,424,000,000	1,814,176,000
第34回利付国債(30年)	1,376,000,000	1,819,030,720

第35回利付国債(30年)	1,599,000,000	2,048,734,740
第36回利付国債(30年)	1,419,000,000	1,823,017,680
第37回利付国債(30年)	1,547,000,000	1,956,908,590
第38回利付国債(30年)	865,000,000	1,076,397,350
第39回利付国債(30年)	1,160,000,000	1,471,668,800
第40回利付国債(30年)	1,000,000,000	1,245,570,000
第41回利付国債(30年)	760,000,000	929,867,600
第42回利付国債(30年)	800,000,000	979,072,000
第43回利付国債(30年)	1,010,000,000	1,236,421,800
第44回利付国債(30年)	1,080,000,000	1,322,449,200
第45回利付国債(30年)	870,000,000	1,022,841,600
第46回利付国債(30年)	1,260,000,000	1,481,256,000
第47回利付国債(30年)	1,050,000,000	1,261,827,000
第48回利付国債(30年)	1,250,000,000	1,439,837,500
第49回利付国債(30年)	1,290,000,000	1,487,318,400
第50回利付国債(30年)	1,080,000,000	1,077,451,200
第51回利付国債(30年)	1,270,000,000	1,101,864,700
第52回利付国債(30年)	1,170,000,000	1,074,317,400
第53回利付国債(30年)	300,000,000	282,798,000
第38回利付国債(20年)	400,000,000	413,536,000
第40回利付国債(20年)	601,000,000	625,743,170
第42回利付国債(20年)	869,000,000	920,757,640
第43回利付国債(20年)	74,000,000	79,999,180
第44回利付国債(20年)	480,000,000	519,806,400
第47回利付国債(20年)	114,000,000	123,671,760
第48回利付国債(20年)	209,000,000	230,267,840
第49回利付国債(20年)	515,000,000	562,210,050
第51回利付国債(20年)	200,000,000	218,466,000
第52回利付国債(20年)	214,000,000	235,840,840
第54回利付国債(20年)	480,000,000	533,827,200
第55回利付国債(20年)	241,000,000	266,856,890
第56回利付国債(20年)	449,000,000	499,516,990
第58回利付国債(20年)	147,000,000	163,439,010
第59回利付国債(20年)	589,000,000	650,438,590
第61回利付国債(20年)	289,000,000	307,860,140
第63回利付国債(20年)	442,000,000	494,067,600
第64回利付国債(20年)	441,000,000	497,611,170
第65回利付国債(20年)	318,000,000	360,233,580
第66回利付国債(20年)	500,000,000	562,955,000
第68回利付国債(20年)	846,000,000	979,126,560
第70回利付国債(20年)	422,000,000	496,255,120
第71回利付国債(20年)	160,000,000	185,793,600
第72回利付国債(20年)	534,000,000	618,473,460
第73回利付国債(20年)	620,000,000	716,112,400
第74回利付国債(20年)	318,000,000	369,795,840
第75回利付国債(20年)	575,000,000	671,306,750
第76回利付国債(20年)	200,000,000	230,254,000
第77回利付国債(20年)	210,000,000	243,469,800
第78回利付国債(20年)	410,000,000	473,738,600
第79回利付国債(20年)	50,000,000	58,191,000
第80回利付国債(20年)	315,000,000	369,236,700
第81回利付国債(20年)	350,000,000	408,702,000
第82回利付国債(20年)	662,000,000	778,723,840
第83回利付国債(20年)	413,000,000	487,914,070
第84回利付国債(20年)	670,000,000	785,601,800
第85回利付国債(20年)	490,000,000	581,071,400
第86回利付国債(20年)	515,000,000	620,075,450
第87回利付国債(20年)	450,000,000	537,727,500
第88回利付国債(20年)	804,000,000	971,642,040
第89回利付国債(20年)	410,000,000	491,663,800
第90回利付国債(20年)	1,100,000,000	1,324,312,000
第91回利付国債(20年)	468,000,000	567,913,320
第92回利付国債(20年)	1,432,000,000	1,715,765,120
第93回利付国債(20年)	510,000,000	607,517,100
第94回利付国債(20年)	715,000,000	858,893,750
第95回利付国債(20年)	917,000,000	1,123,792,670
第96回利付国債(20年)	520,000,000	626,584,400
第97回利付国債(20年)	743,000,000	905,330,640
第98回利付国債(20年)	70,000,000	84,558,600
第99回利付国債(20年)	1,345,000,000	1,629,454,050

第100回利付国債(20年)	910,000,000	1,115,514,400	
第101回利付国債(20年)	573,000,000	714,972,210	
第102回利付国債(20年)	530,000,000	663,872,700	
第103回利付国債(20年)	550,000,000	682,759,000	
第104回利付国債(20年)	520,000,000	633,869,600	
第105回利付国債(20年)	1,110,000,000	1,356,031,500	
第106回利付国債(20年)	431,000,000	531,457,480	
第107回利付国債(20年)	687,000,000	841,492,560	
第108回利付国債(20年)	580,000,000	696,916,400	
第109回利付国債(20年)	700,000,000	842,968,000	
第110回利付国債(20年)	976,000,000	1,198,518,240	
第111回利付国債(20年)	711,000,000	883,943,640	
第112回利付国債(20年)	740,000,000	911,036,200	
第113回利付国債(20年)	1,432,000,000	1,767,374,400	
第114回利付国債(20年)	880,000,000	1,088,692,000	
第115回利付国債(20年)	654,000,000	817,303,800	
第116回利付国債(20年)	606,000,000	758,681,700	
第117回利付国債(20年)	1,160,000,000	1,437,460,400	
第118回利付国債(20年)	666,000,000	818,021,160	
第119回利付国債(20年)	660,000,000	793,531,200	
第120回利付国債(20年)	530,000,000	623,481,400	
第121回利付国債(20年)	819,000,000	997,222,590	
第122回利付国債(20年)	760,000,000	915,359,200	
第123回利付国債(20年)	1,048,000,000	1,306,457,760	
第124回利付国債(20年)	700,000,000	863,254,000	
第125回利付国債(20年)	734,000,000	926,865,840	
第126回利付国債(20年)	810,000,000	1,000,098,900	
第127回利付国債(20年)	590,000,000	720,437,200	
第128回利付国債(20年)	1,064,000,000	1,300,569,760	
第129回利付国債(20年)	100,000,000	120,853,000	
第130回利付国債(20年)	1,112,000,000	1,344,952,880	
第131回利付国債(20年)	580,000,000	693,372,600	
第132回利付国債(20年)	477,000,000	570,539,700	
第133回利付国債(20年)	1,190,000,000	1,440,268,900	
第134回利付国債(20年)	85,000,000	102,935,850	
第135回利付国債(20年)	600,000,000	717,966,000	
第136回利付国債(20年)	550,000,000	650,215,500	
第137回利付国債(20年)	472,000,000	565,031,200	
第138回利付国債(20年)	450,000,000	525,555,000	
第139回利付国債(20年)	480,000,000	567,600,000	
第140回利付国債(20年)	1,297,000,000	1,553,144,530	
第141回利付国債(20年)	1,550,000,000	1,857,938,500	
第142回利付国債(20年)	840,000,000	1,019,474,400	
第143回利付国債(20年)	880,000,000	1,041,620,800	
第144回利付国債(20年)	830,000,000	969,108,000	
第145回利付国債(20年)	2,160,000,000	2,589,818,400	
第146回利付国債(20年)	1,780,000,000	2,134,326,800	
第147回利付国債(20年)	2,030,000,000	2,400,150,200	
第148回利付国債(20年)	1,520,000,000	1,772,472,000	
第149回利付国債(20年)	2,060,000,000	2,401,033,000	
第150回利付国債(20年)	1,990,000,000	2,285,853,300	
第151回利付国債(20年)	2,100,000,000	2,339,421,000	
第152回利付国債(20年)	1,930,000,000	2,147,472,400	
第153回利付国債(20年)	1,900,000,000	2,145,100,000	
第154回利付国債(20年)	2,220,000,000	2,461,846,800	
第155回利付国債(20年)	1,810,000,000	1,941,044,000	
第156回利付国債(20年)	1,530,000,000	1,472,410,800	
第157回利付国債(20年)	2,230,000,000	2,057,219,600	
第158回利付国債(20年)	1,690,000,000	1,645,840,300	
第159回利付国債(20年)	100,000,000	99,032,000	
第14回ポーランド共和国円貨債券(2013)	100,000,000	100,252,000	
国債証券 小計	319,586,000,000	349,528,665,110	
地方債証券			
第1回東京都公募公債(20年)	20,000,000	21,872,000	
第7回東京都公募公債(30年)	10,000,000	13,163,900	
第8回東京都公募公債(30年)	80,000,000	100,884,800	
第16回東京都公募公債(20年)	100,000,000	119,300,000	
第20回東京都公募公債(20年)	80,000,000	96,796,000	
第21回東京都公募公債(20年)	80,000,000	97,979,200	
第22回東京都公募公債(20年)	120,000,000	143,367,600	
第24回東京都公募公債(20年)	70,000,000	84,535,500	

第28回東京都公募公債(20年)	100,000,000	115,326,000	
第666回東京都公募公債	150,000,000	154,612,500	
第669回東京都公募公債	50,000,000	51,929,000	
第678回東京都公募公債	100,000,000	103,925,000	
第680回東京都公募公債	100,000,000	104,303,000	
第681回東京都公募公債	100,000,000	104,334,000	
第686回東京都公募公債	100,000,000	103,579,000	
第692回東京都公募公債	100,000,000	105,155,000	
第693回東京都公募公債	100,000,000	105,609,000	
第705回東京都公募公債	170,000,000	178,938,600	
第709回東京都公募公債	100,000,000	103,956,000	
第716回東京都公募公債	100,000,000	104,172,000	
第718回東京都公募公債	100,000,000	103,270,000	
第721回東京都公募公債	100,000,000	104,900,000	
第722回東京都公募公債	100,000,000	104,645,000	
第728回東京都公募公債	100,000,000	103,841,000	
第729回東京都公募公債	100,000,000	104,076,000	
第750回東京都公募公債	300,000,000	307,341,000	
第751回東京都公募公債	300,000,000	305,391,000	
平成19年度第16回北海道公募公債	100,000,000	101,799,000	
平成20年度第6回北海道公募公債	53,990,000	55,444,490	
平成21年度第12回北海道公募公債	100,000,000	104,061,000	
平成21年度第2回北海道公募公債	100,000,000	103,828,000	
平成22年度第8回北海道公募公債	100,000,000	103,508,000	
平成24年度第9回北海道公募公債	100,000,000	104,102,000	
平成26年度第13回北海道公募公債	200,000,000	204,626,000	
第1回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	117,702,000	
第2回神奈川県公募公債(20年)	80,000,000	92,629,600	
第2回神奈川県公募公債(30年)	80,000,000	109,184,800	
第3回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	116,172,000	
第27回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	111,739,000	
第152回神奈川県公募公債	110,000,000	111,901,900	
第162回神奈川県公募公債	140,450,000	145,834,853	
第163回神奈川県公募公債	114,000,000	117,769,980	
第165回神奈川県公募公債	54,660,000	56,650,170	
第170回神奈川県公募公債	240,000,000	250,260,000	
第171回神奈川県公募公債	100,000,000	104,369,000	
第176回神奈川県公募公債	128,900,000	134,224,859	
第191回神奈川県公募公債	100,000,000	104,169,000	
第5回大阪府公募公債(20年)	100,000,000	121,969,000	
第11回大阪府公募公債(20年)	200,000,000	233,258,000	
第92回大阪府公募公債(5年)	100,000,000	100,139,000	
第313回大阪府公募公債	100,000,000	102,048,000	
第314回大阪府公募公債	30,000,000	30,713,700	
第316回大阪府公募公債	100,000,000	102,753,000	
第325回大阪府公募公債	153,000,000	158,622,750	
第326回大阪府公募公債	10,000,000	10,382,300	
第331回大阪府公募公債	100,000,000	103,815,000	
第332回大阪府公募公債	71,600,000	74,755,412	
第337回大阪府公募公債	110,000,000	115,068,800	
第343回大阪府公募公債	70,000,000	72,506,000	
第348回大阪府公募公債	10,000,000	10,539,900	
第351回大阪府公募公債	100,000,000	105,238,000	
第358回大阪府公募公債	56,000,000	58,615,200	
第359回大阪府公募公債	56,000,000	58,696,960	
第389回大阪府公募公債	100,000,000	102,797,000	
第404回大阪府公募公債	113,000,000	115,079,200	
平成21年度第5回京都府公募公債	20,000,000	20,770,600	
平成22年度第5回京都府公募公債	110,000,000	115,295,400	
平成23年度第9回京都府公募公債	140,000,000	146,918,800	
平成24年度第10回京都府公募公債	100,000,000	103,638,000	
平成24年度第3回京都府公募公債(20年)	200,000,000	231,406,000	
平成25年度第1回京都府公募公債	100,000,000	103,137,000	
平成25年度第2回京都府公募公債(15年)	100,000,000	107,851,000	
第1回兵庫県公募公債(18年)	200,000,000	219,484,000	
第2回兵庫県公募公債(30年)	40,000,000	51,723,600	
第4回兵庫県公募公債(15年)	100,000,000	110,257,000	
第8回兵庫県公募公債(15年)	100,000,000	108,149,000	
第15回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	346,146,000	
第16回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	116,288,000	

平成20年度第5回兵庫県公募公債	50,000,000	51,334,000	
平成21年度第1回兵庫県公募公債	120,000,000	124,286,400	
平成21年度第2回兵庫県公募公債	100,000,000	104,264,000	
平成21年度第3回兵庫県公募公債	190,000,000	197,035,700	
平成20年度第1回静岡県公募公債	14,500,000	14,830,600	
平成20年度第2回静岡県公募公債	100,000,000	102,671,000	
平成20年度第4回静岡県公募公債	100,000,000	102,578,000	
平成20年度第5回静岡県公募公債	11,000,000	11,302,610	
平成21年度第4回静岡県公募公債	52,920,000	55,004,518	
平成22年度第1回静岡県公募公債	101,700,000	106,405,659	
平成22年度第6回静岡県公募公債	100,000,000	104,015,000	
平成22年度第8回静岡県公募公債	100,000,000	103,695,000	
平成25年度第1回静岡県公募公債	100,000,000	103,131,000	
平成25年度第1回静岡県公募公債(5年)	100,000,000	100,386,000	
平成25年度第5回静岡県公募公債	100,000,000	105,441,000	
平成25年度第8回静岡県公募公債	130,000,000	135,288,400	
平成26年度第5回静岡県公募公債	100,000,000	103,449,000	
平成27年度第3回静岡県公募公債	121,000,000	124,763,100	
平成23年度第1回愛知県公募公債	100,000,000	104,744,000	
平成23年度第1回愛知県公募公債	100,000,000	104,861,000	
平成23年度第7回愛知県公募公債	100,000,000	104,881,000	
平成23年度第9回愛知県公募公債	100,000,000	104,640,000	
平成24年度第1回愛知県公募公債	100,000,000	104,085,000	
平成26年度第9回愛知県公募公債	100,000,000	103,195,000	
平成20年度第4回広島県公募公債	60,000,000	61,873,200	
平成22年度第8回広島県公募公債	26,650,000	28,095,229	
平成23年度第1回広島県公募公債	100,000,000	105,042,000	
平成27年度第4回広島県公募公債	100,000,000	102,618,000	
平成21年度第1回埼玉県公募公債	200,000,000	206,740,000	
平成21年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	103,711,000	
平成23年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	105,711,000	
平成23年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	105,279,000	
平成24年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	104,215,000	
平成26年度第6回埼玉県公募公債	150,000,000	154,594,500	
平成26年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	101,383,000	
平成19年度第1回福岡県公募公債(30年)	70,000,000	92,970,500	
平成20年度第1回福岡県公募公債(30年)	80,000,000	101,716,800	
平成21年度第1回福岡県公募公債	100,000,000	104,371,000	
平成22年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	103,875,000	
平成22年度第5回福岡県公募公債	20,000,000	20,686,200	
平成25年度第1回福岡県公募公債	300,000,000	312,132,000	
第9回千葉県公募公債(20年)	80,000,000	94,714,400	
平成20年度第2回千葉県公募公債	90,000,000	92,124,000	
平成20年度第3回千葉県公募公債	80,000,000	82,099,200	
平成20年度第5回千葉県公募公債	80,000,000	82,094,400	
平成22年度第1回千葉県公募公債	80,000,000	83,945,600	
平成22年度第7回千葉県公募公債	120,000,000	124,011,600	
平成23年度第9回千葉県公募公債	20,000,000	20,982,600	
平成24年度第1回千葉県公募公債	20,000,000	21,049,200	
平成24年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	104,296,000	
平成25年度第1回千葉県公募公債	82,500,000	85,084,725	
平成26年度第9回千葉県公募公債	188,000,000	192,619,160	
平成21年度第1回新潟県公募公債	23,000,000	23,804,770	
平成24年度第1回大分県公募公債	100,260,000	104,489,969	
第6回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,280,000	
第6回共同発行市場公募地方債	200,000,000	205,246,000	
第6回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,624,000	
第6回共同発行市場公募地方債	90,000,000	92,262,600	
第7回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,595,000	
第7回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,903,000	
第7回共同発行市場公募地方債	10,000,000	10,389,900	
第7回共同発行市場公募地方債	30,000,000	31,089,900	
第7回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,216,000	
第8回共同発行市場公募地方債	109,500,000	113,628,150	
第9回共同発行市場公募地方債	30,000,000	31,201,800	
第9回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,119,000	
第10回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,311,000	
第10回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,685,000	
第10回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,618,000	
第10回共同発行市場公募地方債	200,000,000	209,836,000	

第109回共同発行市場公募地方債	170,000,000	178,918,200	
第110回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,441,000	
第113回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,948,000	
第114回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,255,000	
第117回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,820,000	
第120回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,703,000	
第130回共同発行市場公募地方債	230,000,000	240,352,300	
第132回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,596,000	
第135回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,618,000	
第136回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,456,000	
第137回共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,310,000	
第140回共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,127,000	
第142回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,920,000	
第144回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,497,000	
第145回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,960,000	
第146回共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,372,000	
第148回共同発行市場公募地方債	300,000,000	309,672,000	
第150回共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,709,000	
第152回共同発行市場公募地方債	500,000,000	513,960,000	
第153回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,578,000	
平成24年度第2回熊本県公募公債	50,000,000	52,104,500	
平成22年度第1回新潟市公募公債	54,980,000	57,525,024	
平成23年度第1回浜松市公募公債	38,200,000	40,079,058	
平成25年度第1回浜松市公募公債	61,000,000	63,749,270	
第1回大阪市公募公債(15年)	200,000,000	229,212,000	
第5回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	124,154,000	
平成21年度第6回大阪市公募公債	125,000,000	130,462,500	
平成23年度第10回大阪市公募公債	10,000,000	10,465,000	
平成26年度第5回大阪市公募公債	100,000,000	103,360,000	
第1回名古屋市公募公債(12年)	100,000,000	107,195,000	
第2回名古屋市公募公債(20年)	100,000,000	117,775,000	
第10回名古屋市公募公債(20年)	80,000,000	98,256,800	
第477回名古屋市公募公債	100,000,000	104,935,000	
第484回名古屋市公募公債	100,000,000	104,732,000	
第5回京都市公募公債(20年)	50,000,000	60,193,500	
平成23年度第2回京都市公募公債	100,000,000	104,683,000	
平成24年度第4回京都市公募公債	100,000,000	104,205,000	
平成18年度第3回神戸市公募公債(20年)	120,000,000	146,182,800	
平成22年度第9回神戸市公募公債(20年)	80,000,000	97,527,200	
第7回横浜市公募公債(20年)	200,000,000	233,150,000	
第17回横浜市公募公債(20年)	80,000,000	95,880,800	
第20回横浜市公募公債(20年)	80,000,000	96,817,600	
平成20年度第3回横浜市公募公債	200,000,000	204,954,000	
平成20年度第4回横浜市公募公債	100,000,000	103,040,000	
平成24年度第3回横浜市公募公債	100,000,000	103,873,000	
平成24年度第4回横浜市公募公債	100,000,000	104,437,000	
第25回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	117,092,000	
第27回横浜市公募公債(20年)	60,000,000	69,159,600	
平成21年度第5回札幌市公募公債	112,000,000	115,959,200	
平成22年度第8回札幌市公募公債(30年)	80,000,000	102,664,800	
第3回川崎市公募公債(15年)	100,000,000	106,998,000	
第44回川崎市公募公債(5年)	130,400,000	131,005,056	
第82回川崎市公募公債	100,000,000	103,958,000	
第17回北九州市公募公債(20年)	100,000,000	114,085,000	
平成20年度第3回福岡市公募公債	100,000,000	102,095,000	
平成20年度第5回福岡市公募公債	91,000,000	93,447,900	
平成22年度第9回福岡市公募公債	106,500,000	112,230,765	
平成23年度第6回福岡市公募公債	100,000,000	104,626,000	
平成25年度第3回福岡市公募公債(5年)	31,500,000	31,649,310	
平成25年度第4回福岡市公募公債	50,000,000	51,970,000	
平成26年度第6回福岡市公募公債(20年)	100,000,000	111,311,000	
平成25年度第2回広島市公募公債	100,000,000	104,259,000	
平成24年度第2回千葉市公募公債	100,000,000	104,290,000	
平成26年度第2回千葉市公募公債	100,000,000	102,711,000	
平成22年度第1回三重県公募公債	87,050,000	90,497,180	
平成23年度第1回三重県公募公債	98,410,000	103,150,409	
平成24年度第4回福井県公募公債	100,000,000	102,388,000	
平成20年度第1回徳島県公募公債	36,000,000	37,127,520	
平成24年度第1回徳島県公募公債	100,000,000	103,703,000	
平成26年度第1回徳島県公募公債	100,000,000	102,634,000	

	平成20年度第1回岡山県公募公債	48,700,000	50,127,884
	地方債証券 小計	23,613,370,000	25,080,161,940
特殊債券	第5回政府保証日本政策投資銀行	50,000,000	51,541,500
	第7回政府保証日本政策投資銀行	100,000,000	104,265,000
	第17回政府保証日本政策投資銀行	200,000,000	200,880,000
	第22回政府保証日本政策投資銀行	20,000,000	20,898,400
	第46回日本政策投資銀行債券(財投機関債)	50,000,000	50,959,000
	第7回道路債券(財投機関債)	100,000,000	114,206,000
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	20,000,000	24,055,000
	第9回道路債券(財投機関債)	100,000,000	134,067,000
	第18回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	30,000,000	43,067,700
	第19回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	140,710,000
	第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	130,000,000	180,294,400
	第23回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	60,000,000	72,801,000
	第27回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	121,148,000
	第32回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	101,826,000
	第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	300,000,000	368,856,000
	第42回道路債券(財投機関債)	130,000,000	151,374,600
	第42回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,054,000
	第47回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	150,000,000	186,024,000
	第49回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,515,000
	第54回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,609,000
	第58回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,272,000
	第58回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	50,000,000	60,898,000
	第62回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	34,000,000	34,869,040
	第64回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	206,000,000	211,207,680
	第66回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	224,000,000	229,577,600
	第67回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	51,400,000
	第69回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	115,000,000	118,359,150
	第75回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	159,000,000	163,280,280
	第77回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	141,000,000	144,895,830
	第80回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	206,998,000
	第81回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	242,702,000
	第82回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	210,000,000	217,595,700
	第83回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	50,000,000	59,643,000
	第85回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,495,000
	第89回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	79,000,000	81,727,080
	第89回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	116,639,000
	第90回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,669,000
	第92回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,743,000
	第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	139,000,000	143,827,470

第98回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	210,000,000	218,179,500	
第100回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	104,254,000	
第101回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	129,732,000	
第101回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	104,237,000	
第103回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	52,035,000	
第106回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	122,097,000	
第110回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	208,834,000	
第117回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,638,000	
第118回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	104,557,000	
第122回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	112,000,000	115,830,400	
第124回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	71,000,000	74,311,440	
第127回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,309,000	
第135回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	91,000,000	95,306,120	
第139回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	60,000,000	62,946,000	
第142回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	122,000,000	127,543,680	
第147回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,704,000	
第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	237,662,000	
第149回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	136,000,000	142,515,760	
第153回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	121,761,000	
第157回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	112,000,000	117,070,240	
第159回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	109,000,000	113,981,300	
第161回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,064,000	
第162回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,953,000	
第165回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	242,058,000	
第166回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	12,000,000	12,572,400	
第177回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,612,000	
第186回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,961,000	
第188回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	112,841,000	
第189回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	153,000,000	157,960,260	
第193回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,524,000	
第195回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	223,000,000	235,869,330	
第204回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	228,000,000	237,808,560	
第207回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	188,000,000	196,403,600	
第213回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	322,000,000	335,218,100	
第220回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,162,000	
第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,853,000	

第226回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	112,560,000	
第229回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,423,000	
第236回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,750,000	
第243回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,342,000	
第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	130,000,000	132,291,900	
第344回政府保証道路債券	100,000,000	105,510,000	
第1回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,949,000	
第1回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	50,000,000	61,256,000	
第2回政府保証地方公共団体金融機構債券	25,000,000	25,856,250	
第2回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	80,000,000	82,772,800	
第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	207,618,000	
第3回公営企業債券(20年)(財投機関債)	20,000,000	21,162,200	
第3回地方公共団体金融機構債券(15年)(財投機関債)	100,000,000	109,248,000	
第4回政府保証公営企業債券(15年)	100,000,000	110,406,000	
第4回政府保証地方公営企業等金融機構債券	200,000,000	205,128,000	
第5回政府保証公営企業債券(15年)	100,000,000	111,938,000	
第6回公営企業債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	113,231,000	
第7回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	300,000,000	301,260,000	
第7回政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	103,083,000	
第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券	148,000,000	153,135,600	
第9回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	100,000,000	100,699,000	
第9回公営企業債券(20年)(財投機関債)	50,000,000	58,173,500	
第10回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,046,000	
第12回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	208,570,000	
第12回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	121,582,000	
第14回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,782,000	
第14回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	80,000,000	98,476,800	
第16回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,594,000	
第16回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,177,000	
第16回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	80,000,000	94,830,400	
第17回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	118,879,000	
第18回政府保証地方公共団体金融機構債券	101,000,000	104,421,880	
第19回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	50,000,000	52,446,500	
第20回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,981,000	
第21回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,825,000	
第22回政府保証地方公共団体金融機構債券	30,000,000	31,595,700	
第22回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	200,000,000	232,480,000	
F23回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	101,416,000	
第23回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	105,873,000	
第23回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	300,000,000	348,393,000	
F24回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	70,000,000	76,843,200	
第25回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,212,000	
第27回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,521,000	
第27回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	50,000,000	58,905,500	
第29回政府保証地方公共団体金融機構債券	21,000,000	21,981,540	
第31回政府保証地方公共団体金融機構債券	50,000,000	52,659,000	
第37回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,739,000	
第39回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,360,000	

第42回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,311,000	
第46回政府保証地方公共団体金融機構債券	17,000,000	17,673,370	
第46回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,665,000	
第48回政府保証地方公共団体金融機構債券	36,000,000	37,321,560	
第51回政府保証地方公共団体金融機構債券	150,000,000	157,969,500	
第55回政府保証地方公共団体金融機構債券	160,000,000	167,187,200	
第62回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,832,000	
第67回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	205,806,000	
第79回政府保証地方公共団体金融機構債券	400,000,000	409,280,000	
第84回政府保証地方公共団体金融機構債券	138,000,000	136,578,600	
F89回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	300,000,000	339,858,000	
F110回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	101,219,000	
F123回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	114,837,000	
F131回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	114,293,000	
F147回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	150,000,000	165,514,500	
F226回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	108,325,000	
第883回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,595,000	
第884回政府保証公営企業債券	114,000,000	115,944,840	
第2回政府保証公営企業債券(15年)	100,000,000	108,816,000	
第7回阪神高速道路債券(財投機関債)	100,000,000	116,121,000	
第3回日本政策金融公庫(財投機関債)	200,000,000	207,468,000	
第5回政府保証日本政策金融公庫債券	123,000,000	127,190,610	
第10回日本政策金融公庫(財投機関債)	80,000,000	97,655,200	
第15回日本政策金融公庫(財投機関債)	80,000,000	95,256,800	
第25回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	104,818,000	
第37回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	102,695,000	
第194回政府保証中小企業債券	120,000,000	122,940,000	
第21回都市再生債券(財投機関債)	100,000,000	102,803,000	
第68回都市再生債券(財投機関債)	100,000,000	104,472,000	
第100回都市再生債券(財投機関債)	100,000,000	103,000,000	
第201回政府保証預金保険機構債券	200,000,000	200,364,000	
第1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,097,000	23,426,355	
第1回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	20,401,000	21,745,221	
第2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	23,302,000	24,820,125	
第2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	20,909,000	22,458,565	
第4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	23,108,000	24,708,922	
第5回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	17,854,000	18,678,854	
第6回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	18,695,000	19,926,813	
第6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,294,000	23,686,706	
第6回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	21,673,000	22,972,296	
第7回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	18,713,000	19,941,882	
第8回貸付債権担保住宅金融公庫債券	13,854,000	14,243,435	
第8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	23,900,000	25,338,063	
第9回貸付債権担保住宅金融公庫債券	13,345,000	13,644,728	
第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	19,507,000	20,803,240	
第9回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	23,254,000	24,834,109	
第10回貸付債権担保住宅金融公庫債券	28,568,000	29,263,059	
第10回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	20,121,000	21,456,430	
第13回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,542,000	27,215,256	
第14回貸付債権担保住宅金融公庫債券	15,468,000	15,969,472	
第14回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	26,986,000	27,979,354	
第16回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	29,483,000	30,632,542	
第17回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	30,175,000	31,423,943	
第18回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	90,729,000	94,065,105	
第19回貸付債権担保住宅金融公庫債券	16,766,000	17,423,730	
第20回貸付債権担保住宅金融公庫債券	17,990,000	18,943,290	
第21回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,133,000	
第30回貸付債権担保住宅金融公庫債券	19,751,000	20,526,029	
第31回貸付債権担保住宅金融公庫債券	42,988,000	44,857,978	
第32回貸付債権担保住宅金融公庫債券	23,484,000	24,534,674	
第33回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,708,000	45,605,310	

第35回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,961,000	48,958,116	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,321,000	50,292,285	
第37回貸付債権担保住宅金融公庫債券	22,462,000	23,617,445	
第37回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	200,000,000	207,310,000	
第38回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,850,000	52,588,260	
第39回貸付債権担保住宅金融公庫債券	21,490,000	22,544,084	
第40回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,720,000	56,112,688	
第41回貸付債権担保住宅金融公庫債券	23,094,000	24,513,819	
第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	21,255,000	22,706,078	
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,639,000	64,207,605	
第44回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,278,000	64,362,437	
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,051,000	56,522,657	
第47回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,497,000	51,891,790	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	152,640,000	163,419,436	
第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,232,000	53,446,345	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,960,000	52,948,607	
第51回貸付債権担保住宅金融公庫債券	20,633,000	21,974,763	
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,719,000	58,016,914	
第52回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,210,000	60,364,559	
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	58,877,000	62,054,002	
第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,142,000	67,476,101	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	193,410,000	203,658,795	
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,849,000	69,358,751	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,196,000	70,416,704	
第62回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,148,000	71,044,971	
第62回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	50,000,000	61,051,500	
第63回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,975,000	71,533,972	
第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,602,000	74,304,975	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,496,000	70,624,439	
第74回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,677,000	76,447,482	
第75回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	80,000,000	97,192,800	
第76回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	452,606,000	472,783,175	
第77回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	30,000,000	34,277,700	
第78回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,267,000	70,836,569	
第80回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	145,324,000	150,754,757	
第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,331,000	75,052,815	
第83回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	75,440,000	78,147,541	
第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	151,048,000	156,224,414	
第85回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	154,156,000	159,526,795	
第88回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	118,765,000	
第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,069,000	82,512,705	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	242,271,000	248,504,632	
第91回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	165,546,000	169,399,910	
第92回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,018,000	84,641,832	
第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	169,812,000	171,484,648	
第95回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	268,212,000	274,858,293	
第98回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	271,221,000	279,476,967	
第99回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	181,362,000	186,585,225	
第100回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	119,265,000	
第102回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	200,000,000	223,658,000	
第103回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	471,465,000	484,185,125	
第105回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	111,856,000	
第121回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	130,000,000	164,559,200	
第123回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	117,917,000	
第144回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	300,000,000	313,218,000	
第6回沖繩振興開発金融公庫債券(財投機関債)	50,000,000	57,700,000	
い第773号商工債券	100,000,000	100,452,000	
い第775号商工債券	400,000,000	401,928,000	
い第776号商工債券	100,000,000	100,411,000	
い第761号農林債券	250,000,000	251,177,500	

い第763号農林債券	340,000,000	341,751,000	
い第765号農林債券	100,000,000	100,551,000	
い第769号農林債券	100,000,000	100,651,000	
い第774号農林債券	100,000,000	100,566,000	
い第780号農林債券	300,000,000	302,256,000	
第286回信金中金債	100,000,000	100,542,000	
第288回信金中金債	200,000,000	201,006,000	
第291回信金中金債	100,000,000	100,457,000	
第293回信金中金債	100,000,000	100,497,000	
第304回信金中金債	200,000,000	201,230,000	
第8号商工債券(10年)	100,000,000	103,101,000	
第11号商工債券(10年)	100,000,000	103,272,000	
第7回国際協力機構債券(財投機関債)	70,000,000	84,335,300	
第11回国際協力機構債券(財投機関債)	30,000,000	31,605,300	
第13回政府保証東日本高速道路債券	28,000,000	28,769,720	
第21回東日本高速道路	100,000,000	100,788,000	
第22回東日本高速道路	100,000,000	100,538,000	
第28回東日本高速道路	100,000,000	100,616,000	
第20回政府保証中日本高速道路債券	10,000,000	10,158,300	
第23回政府保証中日本高速道路債券	90,000,000	92,189,700	
第33回中日本高速道路	50,000,000	52,355,500	
第18回西日本高速道路	100,000,000	104,647,000	
第20回西日本高速道路	100,000,000	104,076,000	
第29回西日本高速道路	400,000,000	401,832,000	
第132回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	102,431,000	
第21回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 (財投機関債)	200,000,000	206,068,000	
第64回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 (財投機関債)	100,000,000	100,248,000	
特殊債券 小計	29,184,197,000	31,125,427,559	
社債券			
第5回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	100,854,000	
第7回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	100,477,000	
第344回東京交通債券	100,000,000	108,964,000	
第347回東京交通債券	100,000,000	112,829,000	
第38回関西国際空港	50,000,000	52,555,500	
第10回成田国際空港	160,000,000	167,612,800	
第12回成田国際空港	100,000,000	104,436,000	
第13回成田国際空港	100,000,000	104,021,000	
第17回成田国際空港	100,000,000	102,011,000	
第15回GEキャピタルコーポレーション	100,000,000	106,499,000	
第9回JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	100,000,000	100,037,000	
第9回ナショナル・オーストラリア銀行	100,000,000	100,531,000	
第11回ナショナル・オーストラリア銀行	100,000,000	100,217,000	
第8回オーストラリア・コモンウェルス銀行	300,000,000	301,398,000	
第9回ラボバンク・ネーデルランド	100,000,000	105,584,000	
第18回ラボバンク・ネーデルランド	100,000,000	100,420,000	
第23回ラボバンク・ネーデルランド	100,000,000	100,414,000	
第27回ラボバンク・ネーデルランド	100,000,000	100,001,000	
第7回大和ハウス工業	200,000,000	198,162,000	
第3回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	102,676,000	
第8回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	100,572,000	
第11回セブン&アイ・ホールディングス	300,000,000	302,925,000	
第21回三菱ケミカルホールディングス	100,000,000	99,647,000	
第3回富士フイルムホールディングス	100,000,000	103,399,000	
第9回資生堂	100,000,000	99,885,000	
第19回豊田自動織機	100,000,000	104,272,000	
第5回日本電産	300,000,000	299,283,000	
第12回パナソニック	300,000,000	302,067,000	
第15回パナソニック	300,000,000	299,688,000	
第30回ソニー	400,000,000	399,100,000	
第12回デンソー	100,000,000	99,395,000	
第1回日本生命2012基金	100,000,000	100,846,000	
第1回明治安田生命2014基金	100,000,000	100,415,000	
第1回日本生命2015基金	100,000,000	100,204,000	
第53回日産自動車	100,000,000	105,135,000	
第5回凸版印刷	100,000,000	104,760,000	
第3回大日本印刷	100,000,000	104,456,000	
第78回三菱商事	100,000,000	104,207,000	
第8回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	100,000,000	106,276,000	

第9回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	100,000,000	114,753,000	
第9回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	108,202,000	
第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	105,230,000	
第30回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	121,943,000	
第124回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	106,081,000	
第5回三菱UFJ信託銀行(特定社債間限定同順位)	200,000,000	200,988,000	
第6回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	119,586,000	
第13回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	115,729,000	
第22回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	104,393,000	
第23回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	105,303,000	
第25回三井住友銀行(劣後特約付)	200,000,000	230,032,000	
第5回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	116,465,000	
第9回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	118,369,000	
第18回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	114,067,000	
第11回芙蓉総合リース	100,000,000	99,363,000	
第12回芙蓉総合リース	300,000,000	298,821,000	
第38回日産フィナンシャルサービス	200,000,000	199,128,000	
第40回日産フィナンシャルサービス	500,000,000	498,030,000	
第41回日産フィナンシャルサービス	200,000,000	198,686,000	
第10回東京センチュリーリース	100,000,000	100,287,000	
第15回東京センチュリーリース	100,000,000	99,949,000	
第29回ホンダファイナンス	200,000,000	201,082,000	
第35回ホンダファイナンス	100,000,000	99,625,000	
第37回ホンダファイナンス	100,000,000	99,825,000	
第38回ホンダファイナンス	300,000,000	299,187,000	
第39回ホンダファイナンス	100,000,000	100,015,000	
第47回日立キャピタル	100,000,000	102,986,000	
第52回日立キャピタル	200,000,000	201,702,000	
第56回日立キャピタル	100,000,000	100,018,000	
第62回日立キャピタル	300,000,000	299,295,000	
第9回三井住友ファイナンス&リース	200,000,000	201,886,000	
第14回三井住友ファイナンス&リース	200,000,000	200,722,000	
第34回三菱UFJリース	100,000,000	100,187,000	
第36回三菱UFJリース	100,000,000	100,275,000	
第38回三菱UFJリース	200,000,000	199,028,000	
第39回三菱UFJリース	100,000,000	99,302,000	
第41回三菱UFJリース	200,000,000	198,030,000	
第47回三菱UFJリース	100,000,000	99,865,000	
第27回野村ホールディングス	100,000,000	113,584,000	
第39回野村ホールディングス	100,000,000	100,862,000	
第43回野村ホールディングス	300,000,000	302,160,000	
第48回野村ホールディングス	100,000,000	100,240,000	
第49回野村ホールディングス	100,000,000	100,903,000	
第2回財政融資マスタートラスト特定目的会社第1回	100,000,000	102,499,000	
第51回三井不動産	100,000,000	100,015,000	
第98回三菱地所	100,000,000	103,175,000	
第105回三菱地所	100,000,000	104,249,000	
第112回三菱地所	200,000,000	202,380,000	
第116回三菱地所	100,000,000	101,392,000	
第11回エヌ・ティ・ティ都市開発	100,000,000	103,908,000	
第17回エヌ・ティ・ティ都市開発	100,000,000	101,074,000	
第15回東日本旅客鉄道	100,000,000	109,111,000	
第26回東日本旅客鉄道	100,000,000	105,987,000	
第29回東日本旅客鉄道	200,000,000	224,272,000	
第79回東日本旅客鉄道	100,000,000	104,695,000	
第83回東日本旅客鉄道	100,000,000	113,211,000	
第100回東日本旅客鉄道	100,000,000	122,275,000	
第9回西日本旅客鉄道	123,000,000	136,515,240	
第53回東海旅客鉄道	100,000,000	117,883,000	
第56回東海旅客鉄道	100,000,000	121,978,000	
第74回東海旅客鉄道	100,000,000	115,382,000	
第11回東京地下鉄	100,000,000	104,956,000	
第5回関西高速鉄道	100,000,000	103,720,000	
第60回日本電信電話	200,000,000	208,860,000	
第63回日本電信電話	100,000,000	102,657,000	
第19回KDDI	100,000,000	103,163,000	
第21回KDDI	100,000,000	101,736,000	
第20回エヌ・ティ・ティ・ドコモ	100,000,000	102,449,000	

第459回東京電力	80,000,000	83,856,800	
第534回東京電力	100,000,000	104,726,000	
第544回東京電力	100,000,000	102,469,000	
第549回東京電力	150,000,000	153,702,000	
第559回東京電力	60,000,000	61,724,400	
第563回東京電力	100,000,000	103,364,000	
第567回東京電力	100,000,000	109,287,000	
第568回東京電力	100,000,000	102,745,000	
第490回中部電力	70,000,000	72,309,300	
第499回中部電力	50,000,000	52,907,500	
第500回中部電力	100,000,000	103,861,000	
第518回中部電力	200,000,000	199,398,000	
第478回関西電力	200,000,000	207,442,000	
第485回関西電力	100,000,000	104,011,000	
第374回中国電力	100,000,000	102,002,000	
第379回中国電力	100,000,000	101,621,000	
第381回中国電力	100,000,000	104,335,000	
第382回中国電力	100,000,000	101,294,000	
第304回北陸電力	100,000,000	104,610,000	
第456回東北電力	100,000,000	103,611,000	
第473回東北電力	100,000,000	101,476,000	
第245回四国電力	100,000,000	107,895,000	
第371回九州電力	100,000,000	106,369,000	
第400回九州電力	100,000,000	105,055,000	
第422回九州電力	100,000,000	103,213,000	
第429回九州電力	100,000,000	103,477,000	
第430回九州電力	100,000,000	101,261,000	
第310回北海道電力	50,000,000	52,057,500	
第315回北海道電力	100,000,000	100,963,000	
第316回北海道電力	400,000,000	412,924,000	
第319回北海道電力	200,000,000	201,850,000	
第19回沖縄電力	80,000,000	83,395,200	
第38回電源開発	100,000,000	104,487,000	
第40回電源開発	200,000,000	207,786,000	
第23回東京ガス	200,000,000	210,440,000	
第25回エヌ・ティ・ティ・データ	100,000,000	103,933,000	
第2回ファーストリテイリング	300,000,000	300,363,000	
第3回ファーストリテイリング	100,000,000	100,835,000	
第4回ファーストリテイリング	100,000,000	102,247,000	
社債券 小計	19,373,000,000	20,009,260,240	
合計	391,756,567,000	425,743,514,849	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成29年2月28日現在
(単位:円)

資産総額	23,063,291,355
負債総額	56,595,113
純資産総額(-)	23,006,696,242
発行済口数	20,029,444,592 口
1口当たり純資産価額(/)	1.1486 (1万口当たり 11,486)

<参考>

「日本債券インデックスマザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成29年2月28日現在
(単位:円)

資産総額	479,096,865,763
負債総額	12,514,983,113
純資産総額(-)	466,581,882,650
発行済口数	353,944,175,189 口
1口当たり純資産価額(/)	1.3182 (1万口当たり 13,182)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、（<http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html>）でもご覧いただけます。

2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

（1）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（1）「貸借対照表」の記載のとおりです。

（2）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（2）「損益計算書」の記載のとおりです。

（3）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（3）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成28年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社静岡銀行	90,845 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三重銀行	15,295 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	29,249 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,847 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

第四証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティTT証券株式会社	3,000 百万円 (平成28年10月3日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	7,657 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくTT証券株式会社	1,250 百万円 (平成29年1月4日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ふくおか証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,944 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成29年2月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%(107,855株)、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.0%(31,757株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

1 当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成28年10月17日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成28年4月25日 有価証券報告書、有価証券届出書

2 その他

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
 - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
 - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月1日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているeMAXIS国内債券インデックスの平成28年1月27日から平成29年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、eMAXIS国内債券インデックスの平成29年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。